

方向性 1 A I 等のデジタル技術を活用した公的統計の作成

【A I 等のデジタル技術を用いて統計作成の効率化や報告者負担の軽減に努めることを行政機関等の責務にできないか】

現状：近年はデジタル技術が急速に発展しており、諸外国ではA Iを用いた分類作業などへの活用が進められている。我が国でも、一部でそのような実装が行われているものの、公的統計全体で見れば、その活用は限定的である。また、A Iに限らずデジタル技術の更なる活用が期待されている。例えば、統計調査のオンライン回答率は企業系調査で62%（目標80%）、世帯系調査で28%（目標50%）にとどまっており（背景資料7ページ）、回答の簡易化等のデジタル技術を活用したシステムの整備が求められていることなどがあげられる。

一方で、現行法では、理念として公的統計は「適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように」作成されなければならないとされているだけで、A I等のデジタル技術の活用に関する規定は設けられていない。

⇒ 行政機関等の責務として、上記の理念を踏まえ、統計作成の効率化や報告者負担の軽減を図るため、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、A I等のデジタル技術の活用に関する責務規定の新設ができないか。

※ 行政データの積極的な活用に関する責務規定の追加と合わせて措置する予定。

⇒ A I等のデジタル技術の活用について、統計委員会等で議論し、公的統計基本計画に記載し、推進することを検討。

第3条の2

行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の責務等

- ✓ 行政機関等は、第3条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。
- ✓ 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。
- ✓ 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

A Iが活用できるものとして、主にシステムが適用され、人の裁量もある業務が考えられる。
（以下、業務例）

調査票の報告内容などから産業や品目分類の格付け

統計表のうち対象が少ない計数の秘匿や匿名データの作成

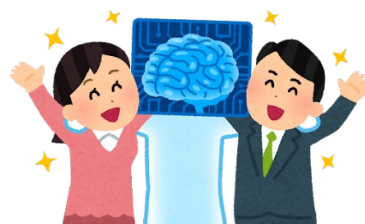
外れ値の判定などエラーチェック、欠測値補完や加工統計などの推計

機械可読性の高い形式に従った統計表の作成

A I のリスクを踏まえた規律の例

個人情報を含む調査票情報等を読み込ませる際の情報管理の規律

A Iを活用して統計を作成した旨の公表に関する規律



改正案

行政機関等の責務として、統計作成の効率化や報告者負担の軽減を図るため、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、**A I等のデジタル技術の活用**に努めることとする**責務規定**の新設ができないか

基本計画にA I等のデジタル技術の活用を記載し、推進する

方向性2 国民が最大限活用できるような公的統計の提供

【国民が公的統計を最大限に活用できるよう、機械判読に適した公的統計をその品質に関する情報と併せて提供することを責務にできないか】

現状：AI等のデジタル技術の発展に伴い、メタ情報を含んだ機械判読可能な公的統計の提供の重要性は高まっている。

しかし、現行法では、公的統計は「広く国民が容易に入手し、公的に利用できるものとして提供」されなければならないこととなっており、基幹統計及び一般統計調査結果の公表に関する規定は存在するものの、公的統計全体の公表の在り方に関する規定は設けられていない。

また、前回の統計法改正後に生じた不適切事案を踏まえて、公的統計の品質保証に関するガイドライン等が整備されたものの、品質表示に関する法令上の担保が設けられていない。

⇒ 行政機関等の責務として、国民が公的統計を最大限に活用できるよう、機械判読に適した公的統計をその品質に関する情報と併せて提供することに努めるものとする責務規定の新設ができないか。

⇒ ダッシュボード等の可視化ツールについて、基本計画をはじめとする政府の各種決定に書き込むことを検討。

第3条の2

行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の責務等

- ✓ 行政機関等は、第3条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。
- ✓ 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得よう努めなければならない。
- ✓ 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

ダッシュボードの例（統計ダッシュボード（背景資料23ページ））



改正案

行政機関等の責務として、国民が公的統計を最大限に活用できるよう、機械判読に適した公的統計をその品質に関する情報と併せて提供することに努めるものとする責務規定の新設ができないか

基本計画等に、ダッシュボードなどの可視化ツールによる分かりやすい公的統計を提供することについて記載し、推進する

方向性 2 国民が最大限活用できるような公的統計の提供

【総務大臣は全ての公的統計の提供に関する技術的事項についての統計基準及び提供方法に関する指針を策定し、その指針において、①基幹統計、一般統計調査の結果等について、e-Statに掲載することとし、②今後e-Statに掲載する際はその基準によることとできないか】

現状：現行法では、基幹統計については公表が義務付けられ、一般統計調査についても特別の事情がない限り結果を公表することとされており、公表の際は、「政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により」公表することになっている。しかし、これら以外の公的統計は公表に関する規定がなく、前頁の責務を具体化する規定は存在しない。また、行政機関等はHP等の様々な媒体を通じて公表することができるため、ユーザーが公的統計を探す際には、複数のサイト等を見る必要がある場合がある。

⇒ 総務大臣は全ての公的統計の提供に関する技術的事項（データ形式、記述方法、メタデータ等）についての統計基準（背景資料 9 ページ）及び提供方法に関する指針を策定することとできないか。その際、その基準は、機械可読について、5 スターオープンデータや機械可読のガイドライン（背景資料 10～13 ページ）などを、品質表示について、PDCA ガイドライン（背景資料 15、16 ページ）を基に定める。
※ 指針を策定する際には、統計委員会の意見を聴かなければならないこととする

⇒ その指針の中で、①基幹統計、一般統計調査の結果等については、e-Statに掲載することとし、②今後e-Statに掲載する際は基準によることとできないか。

5 スターオープンデータの例（詳細は背景資料 10～13 ページ）

		レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
データ		EXCEL等	CSV等	DB (API取得可能)	LOD (API取得可能)
メタデータ	構造	EXCEL等	CSV等	DB (API取得可能)	LOD (API取得可能)
	参照	HTML等		DB (API取得可能)	LOD (API取得可能)

※ レベル 1 は PDF 等であり、機械可読化レベルが低いため省略

掲載の負担が特に大きい

PDCA ガイドライン記載事項の例（詳細は背景資料 15、16 ページ）

調査統計の表示事項		調査統計以外の統計の表示事項	
共通メニュー	共通掲載項目	共通メニュー	共通掲載項目
調査の概要	調査の目的	統計の概要	統計の目的
	調査の沿革		統計の沿革
	調査の根拠法令		統計の作成方法
	調査の対象		
	抽出方法		
	調査事項		
	調査票		
	調査の時期		
	調査の方法		
	その他		その他

改正案

総務大臣は**全ての公的統計の提供**に関する技術的事項についての**統計基準**及び提供方法に関する**指針**を策定し、その指針において、①**基幹統計、一般統計調査の結果等について、e-Statに掲載することとし、②今後e-Statに掲載する際はその基準によることとできないか**

方向性2 国民が最大限活用できるような公的統計の提供

【総務大臣は、指針の実施等を含む行政機関が行う公的統計の作成及び提供の支援を講じなければならないとできないか】

現状：行政機関等による統計作成に対する支援事業は既に実施されているが、法律上の位置づけはない。また、統計を機械判読可能な形式で提供するためには相応の負担が伴うことから、前頁の指針に基づく公的統計の提供に関しても、行政機関等への支援を行うことが重要である。それに加え、今回の法改正で推進を検討している官民データやデジタル技術の積極的な活用についても同様に支援が重要である。

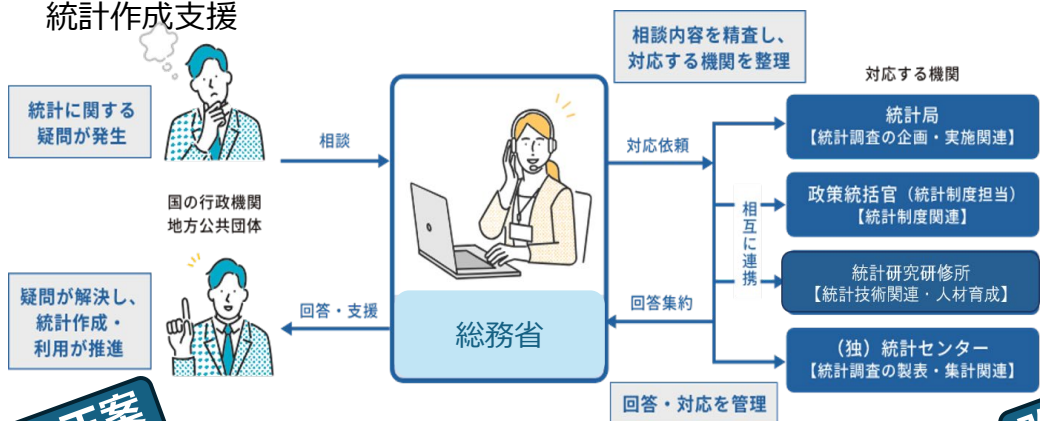
- ⇒ 総務大臣は、官民データやデジタル技術の積極的な活用、指針の実施を含む行政機関等の公的統計の作成及び提供の支援（例えば、人材育成のための研修など）を講じることとできないか。支援実行に当たっては、総務省が中心となって工程を定める。
- ⇒ 地方公共団体（約1,750団体）が作成する公的統計は、現時点ではe-Statに掲載されていないが、これらをe-Statで一元的に公表することは、国民の利便性向上に資すると考えられる。一方で、リソースの問題があるため、将来的な課題。
- ⇒ 過去の公表分の機械可読化について、各府省のリソースの問題があるため、ニーズや費用対効果を考慮し、効率的な実施方法や総務省・統計センターの支援について検討。

【政府統計の総合窓口（e-Stat）によるワンストップ機能の拡充ができないか】

現状：現行法では、総務大臣は、ユーザーの利便性を図るため、公的統計の所在に関する情報を提供できるよう、必要な措置を講ずるものとされている。しかし、ユーザーの更なる利便性向上のためには、所在源に限らず、公的統計の閲覧・入手から調査票情報等の利用申請等を一元的に行うことができる仕組みが求められる。

- ⇒ 総務大臣は、公的統計の所在情報に加え、公的統計の内容の提供や調査票情報等の利用申請窓口その他公的統計等の提供についても必要な措置を講ずるものとすることができないか。他にはどういったワンストップ機能が考えられるか。

統計作成支援



第54条

公的統計の所在情報の提供

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

マイクロデータ利用
ポータルサイト



改正案

総務大臣は、公的統計の所在情報に加え、公的統計の内容の提供や調査票情報等の利用申請窓口その他公的統計等の提供についても必要な措置を講ずるものとすることができないか。

総務大臣は、指針の実施等を含む行政機関が行う公的統計の作成及び提供の支援を講じなければならないとできないか